

第96号議案

ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年ふじみ野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第7条第3項及び第4項を削る。

附則に次の1条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第4条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のふじみ野市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。